

200/0334

厚生科学研究費補助金
障害保健福祉総合研究事業

ジョブコーチによる地域就労支援のあり方と
ジョブコーチの人材養成に関する研究

平成13年度 研究報告書

主任研究者 小川 浩

平成14年3月

はじめに

近年、障害者の職業リハビリテーションや就労支援の分野において「ジョブコーチ」が注目を集めている。1986年に米国でサポータード・エンプロイメントが制度化された後、ジョブコーチという概念が日本に紹介されたのは大体1980年代の終わり頃である。当時は就労支援の新しい考え方として一部の関係者に刺激を与えたものの、わが国の障害者雇用事情にはジョブコーチは合わないとの意見も多く、実践に大きな変化をもたらすには至らなかった。

そのような10数年前の状況に比べると、近年の「ジョブコーチ」の広がりには勢いがある。その背景としては次のようなことが考えられる。①福祉施設（更生施設、授産施設、作業所等）において就労支援の機運が高まっていること、②地方自治体単位（特に市や区）で就労支援事業が誕生していること、③福祉施設の就労支援機能を強化する施策として就業・生活支援センター事業、ジョブコーチ事業などが始まったこと、④当事者団体等がジョブコーチに関する知識を持ってジョブコーチ制度の充実を要求をしていること、などである。

一方、近年の急速な広がりの中で、「ジョブコーチ」はその本質が十分に理解されないまま、さまざまな事業にキーワードとして取り込まれている傾向が見られる。米国でジョブコーチが成果を上げたのは、ノーマライゼーションの「理念」、サポータード・エンプロイメントの「制度」、ジョブコーチ支援の体系化された「方法論」、大学やNPO等による「人材養成プログラム」等の基盤が整っていたからである。わが国では、ジョブコーチは障害のある人を職場で支援するというイメージは普及してきたが、その為にはどのような運営体制とシステムが必要か、ジョブコーチによってどのような問題解決が可能か、どのような方法と技術の養成研修が必要か、などの検討や準備は十分に行われていない。今後、わが国においてジョブコーチが発展し、成果を取めていくためには、「理念」、「制度」、「方法」、「人材養成」という4つの側面のバランスが不可欠である。

そこで本研究は、今後、既存の福祉施設、あるいは市区等の就労支援事業等がジョブコーチ支援の提供機関として発展していくことを想定し、①制度および行政システムについては「ジョブコーチ支援のシステムに関する研究」（分担研究者：柴田珠里）②事業運営および実践の方法論については「ジョブコーチの先行実践に関する研究」（分担研究者：梅永雄二）③ジョブコーチの養成および研修については「ジョブコーチの人材養成に関する研究」（分担研究者：志賀利一）、以上の3領域から研究を構成し、今後の方向性を導き出すと共に、実践に活用できる具体的ヒントを示すことを狙いとするものである。

なお本研究は平成13～14年度の2年間の計画であり、本報告書は1年目の平成13年度分の研究成果を中間報告としてまとめたものである。

主任研究者 小川 浩

目 次

はじめに	主任研究者 小川 浩	1
第1章	ジョブコーチ支援のシステムに関する研究 分担研究者 柴田 珠里	5
第2章	ジョブコーチの先行実践に関する研究 分担研究者 梅永 雄二	49
第3章	ジョブコーチの人材養成に関する研究 分担研究者 志賀 利一	123

第 1 章

ジョブコーチ支援のシステムに関する研究

分担研究者 柴田 珠里

研究体制

- 分担研究者 柴田 珠里 (仲町台発達障害センター)
- 研究協力者 小川 浩 (仲町台発達障害センター)
- 久保 耕造 (エンパワメント研究所)
- 保田 聡子 (Virginia Commonwealth University
Rehabilitation Research and Training Center)
- ウェンディー ストローベル
(Virginia Commonwealth University
Rehabilitation Research and Training Center)

第1章 目次

はじめに	11
第1節 米国のサポート・エンプロイメントと職業リハビリテーションシステム	12
1. 1986年リハビリテーション改正法による定義	
2. 職業リハビリテーション行政システム	
(1) 連邦政府によるリハビリテーションシステム	
① 連邦政府機関	
② リハビリテーション管理課(RSA)の役割	
(2) 州によるリハビリテーションシステム	
① 職業リハビリテーション行政サービス	
② 州と民間の非営利団体との関係	
3. 支援実施団体	
4. サービスの流れ	
第2節 行政と非営利団体における委託契約システム	25
1. 委託契約までの流れ	
(1) 申請の要件	
(2) 委託契約を結ぶ団体の選定	
(3) 州と民間の非営利団体の動き	
2. 委託契約書に含まれる内容	
3. 委託支援費の種類と算定	
(1) 委託支援費の種類	
(2) 事業対応支援費の算定方法	
4. 委託契約システムの課題	
第3節 委託契約システムの実例	34
1. ヴァージニア州における委託契約システム	
(1) 委託契約までの手続き	
(2) 委託支援費の算定と支給	
(3) ガイドラインにみる委託契約システムの運用	
2. オクラホマ州における委託契約システム	
(1) マイルストーン (到達点)	
(2) 委託契約費の算定と支給	
(3) 委託契約書にみる委託契約システムの運用	

第4節 サポート・エンプロイメントの財源システム 41

1. 1986年リハビリテーション改正法に基づく財源

(1) 財源の分配方法

(2) 1986年リハビリテーション改正法に基づく助成金

(3) 連邦助成金の総額と配分

(4) サポート・エンプロイメント事業助成金

(5) 支援の経過と活用する財源

2. リハビリテーション行政システム以外からの財源

3. サポート・エンプロイメントの財源システムにおける課題

はじめに

本章は、「ジョブコーチ支援のシステムに関する研究」がテーマであるが、平成13年度の研究はまず、ジョブコーチが誕生した米国のサポータード・エンプロイメントの制度と運用に焦点を絞る。

サポータード・エンプロイメントは、米国を中心に発展した障害のある人々に対する就労支援の一つである。「ジョブコーチ」と呼ばれる支援者がキーパーソンとなり、重度障害のある人の就労生活を支える。米国では、1986年リハビリテーション改正法の施行¹⁾により、全米各地に実践が拡大した。サポータード・エンプロイメント開始当初、ジョブコーチの支援を受け、就労する人数は9,600人程度であったが、2001年現在では、30万人にのぼる人々が支援を受けて就労するに至っている²⁾。

米国におけるサポータード・エンプロイメントは、地域に根ざして展開するサービス (community based rehabilitation services) である。米国のサポータード・エンプロイメントには、行政サービスとして州が直接実施する場合、州と委託契約を結ぶ民間の非営利団体が実施する場合の2通りがある³⁾⁴⁾⁵⁾⁶⁾⁷⁾⁸⁾。このように地域にある民間の非営利団体に財源を支給し、ジョブコーチによる支援を州に代わって実施してもらうシステムを導入したことで、ジョブコーチの支援を受けて就労を続ける人の数が急増したのである。

1986年リハビリテーション改正法では、民間の非営利団体など既存のシステムを活用し、州と連携してのサポータード・エンプロイメント事業を立ち上げるために必要な財源が確保された¹⁾。また、非営利団体が質の高い支援を提供できるよう、質の管理、スタッフ研修に対して、州が管理指導を行うための財源も確保された。

本稿では、サポータード・エンプロイメントにおいて、なお先駆的な実践を続ける米国のシステムとその運用を報告する。第1節では、サポータード・エンプロイメントと職業リハビリテーションシステムについて報告する。第2節では、行政と非営利団体における委託契約システムについて報告する。第3節では、委託契約システムの実例を報告する。第4節では、委託契約システムを支えるサポータード・エンプロイメントの財源システムについて報告する。

第1節 米国のサポータード・エンプロイメントと職業リハビリテーションシステム

米国では、ジョブコーチによる支援に対し、さまざまな公的財源を充てることができる（詳しくは、「第4節 サポータード・エンプロイメントの財源システム」を参照されたい）。州の行政サービスや民間の非営利団体では、これらの財源を、人件費、スタッフ研修費、質の管理などに活用する。サポータード・エンプロイメントを実施する上で、最も一般的な公的財源は、1986年リハビリテーション改正法に基づく各種助成金である。これらの助成金は、連邦や州のリハビリテーション行政サービスを通し、実際の支援を担当する民間の非営利団体に支給される。

本節では、1986年リハビリテーション改正法に基づくサポータード・エンプロイメントの実施システムを、①1986年リハビリテーション改正法による定義、②職業リハビリテーション行政システム、③支援実施団体、④サービスの流れといった4つの側面から概観する。

1. 1986年リハビリテーション改正法による定義

1973年の職業リハビリテーション法の制定により、州は、連邦政府からの補助財源（連邦助成金）を受けて、障害のある人々に対して職業リハサービスを提供する義務を負うことになった。1986年のリハビリテーション改正法では、サポータード・エンプロイメントも州による職リハ行政サービスに含まれることになり、連邦助成金が確保された。

1986年リハビリテーション改正法によると、サポータード・エンプロイメントとは、援助者が職場に向き、障害のある人一人ひとりに合わせた支援を提供する人的サービスである。州が連邦助成金を活用し、サポータード・エンプロイメントを直接、あるいは民間の非営利団体に委託し間接的に提供する場合、サポータード・エンプロイメントによる支援には、次の4つの要素が含まれていなければならない¹⁾。

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">①重度の障害がある人を支援の対象者とする②一般の従業員と一緒に統合された職場環境で支援すること③必要な限り支援を継続すること④最低賃金以上の賃金報酬に基づく労働であること |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(1986年リハビリテーション改正法)¹⁾

サポータード・エンプロイメントとは、これら4つの要素をすべて兼ね備えた支援をさす（図1）。1986年リハビリテーション改正法に基づく連邦助成金は、4つの要素が重なり合う中央部分にあたる支援のみに支給される。そこで州は、数ある民間の非営利団体の中から、これら4つの要素すべてを実践し、一定の成果を上げている団体を選別し、委託契約を結ぶ必要がある。

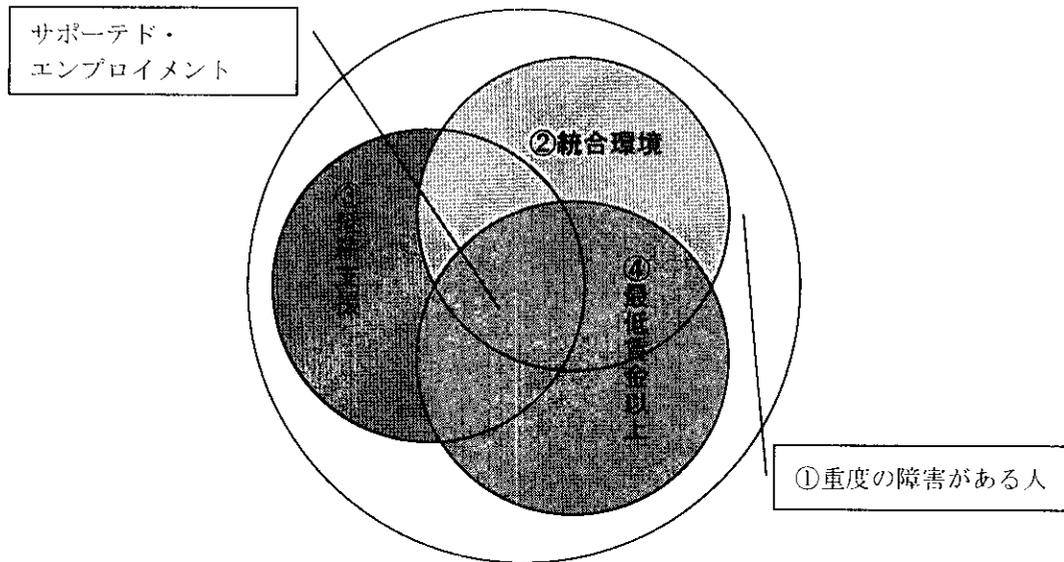


図1. サポード・エンプロイメントの定義
(1986年リハビリテーション改正法による)

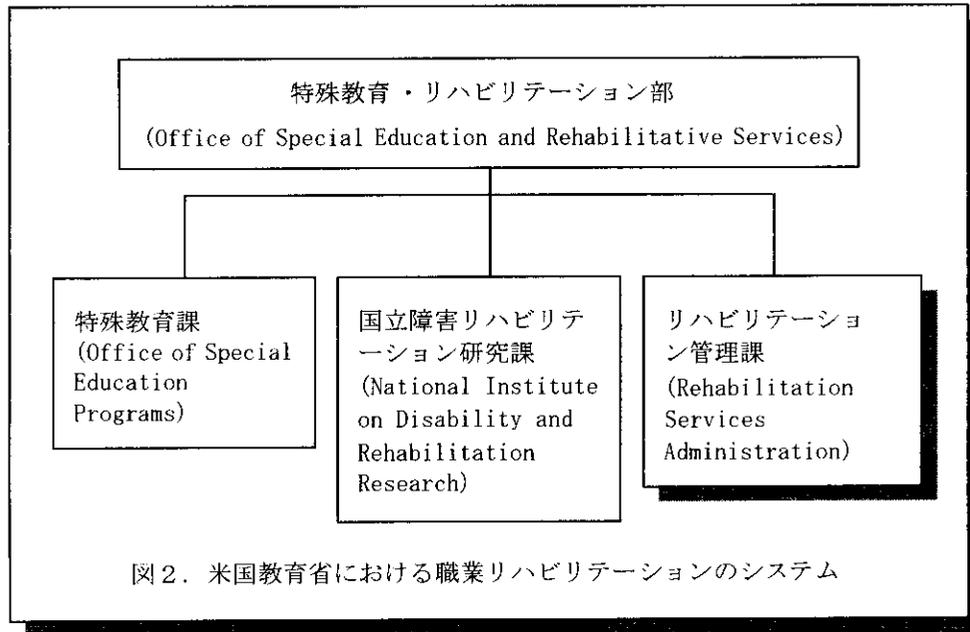
2. 職業リハビリテーション行政システム

(1) 連邦政府によるリハビリテーションシステム

① 連邦政府機関

連邦政府機関の主な役割は、リハビリテーション法に基づく財源の分配と州によるシステム運用に対する監督である⁹⁾。図2に、連邦レベルによるリハビリテーションシステムを示す。米国のサポード・エンプロイメントは、わが国の文部科学省にあたる米国教育省(U.S. Department of Education)が中心的な役割を担う¹⁰⁾。米国教育省は、他の連邦省庁と同様にワシントンDCにその本部が置かれている。

米国では、特殊教育とリハビリテーションが同一線上で捉えられており、障害のある人の地域生活への参加や自立を支援する施策が同じ行政機構内で取り扱われていることが特徴である。サポード・エンプロイメントは、特殊教育・リハビリテーション部(OSERS: Office of Special Education and Rehabilitative Services)が管轄する¹⁰⁾。図2にあるように、特殊教育・リハビリテーション部には(a)特殊教育課(OSEP: Office of Special Education Programs)、(b)国立障害・リハビリテーション研究課(NIDRR: National Institute on Disability and Rehabilitation Research)、(c)リハビリテーション管理課(RSA: Rehabilitation Services Administration)が置かれ、それぞれ次のような役割を担う。



(a) 特殊教育課 (OSERS)

全障害者教育法 (Individuals with Disabilities Education Act) に基づき、州による特殊教育サービスを管轄する。州の特殊教育サービスに対し、連邦助成金の分配や監督・指導を行い、特殊教育的な配慮が必要とされるすべての生徒に対し、個々に応じた教育サービスの提供を目指す。

(b) 国立障害・リハビリテーション研究課 (NIDRR)

大学や研究機関、民間団体などが実施する障害全般、特殊教育・リハビリテーションに関する研究や研修に対し、連邦助成金の分配を行う。先駆的な実践の助成や、科学的な論証に基づく実践・研修の拡大を目指す。

(c) リハビリテーション管理課 (RSA)¹¹⁾

州によるリハビリテーションサービスに対し、連邦助成金の分配や監督・指導を行い、就労や自立生活を支える支援が適格であるとされる人々に対し、個々に応じたリハビリテーションサービスの提供を目指す。

上記の3課のうち、リハビリテーション管理課 (RSA) は州や地域におけるサポート・エンプロイメントに密接な関わりをもつ。そこで次に、リハビリテーション管理課の役割についてやや詳しく紹介する。

② リハビリテーション管理課 (RSA) の役割¹¹⁾

リハビリテーション管理課 (RSA) の主な役割は、次の4つである。

- ① 州によるリハビリテーション行政サービスの監督指導、助成金の支給
- ② 人材養成やスタッフ研修の機会の提供。あるいは、人材養成やスタッフ研修を企画・運営する団体に対し助成金を支給
- ③ 研究助成金の支給
- ④ 先駆的な実践を行う州、あるいは民間団体に対し、助成金を支給

(Rehabilitation Services Administration)¹¹⁾

リハビリテーション管理課は、単に連邦助成金を分配するだけではなく、それぞれの州が独自に実施するリハビリテーション行政サービスを監督指導することで、これらの連邦助成金が有効に運用されているかを評価する。さらに、地域によるサービス格差を減らし、より多くの人々が質の高い支援を受けることができるよう、人材養成、研究、あるいは先駆的な実践に対する助成金を支給する。

図3に、リハビリテーション管理課の管轄地域の区分けを示す¹²⁾。リハビリテーション管理課は、全米10カ所に地方支局を置き、全米50州と33地域と密接な関わりを持ちながら、監督指導や助成金の支給を行う。一つの地方支局が4、5つの州や地域を担当する。例えば、第1地域に属するコネチカット州、メイン州、マサチューセッツ州、ニューハンプシャー州、ロードアイランド州、バーモント州は、マサチューセッツ州ボストンに事務所を構える第1支局の担当である。後述するヴァージニア州（第3地域）が大都市部の集中する米国東海岸に位置し、オクラホマ州（第6地域）が米国南部に位置する。

地方支局の主催により、管轄地域ごとに人材養成や実践報告の機会が設けられることも多く、同じ管轄地域に属する州の行政サービス担当官や民間の非営利団体に属するジョブコーチが情報交換できる機会もある。研究や先駆的な実践は報告書としてまとめられ、管轄地域におけるサービスの向上のために利用される。

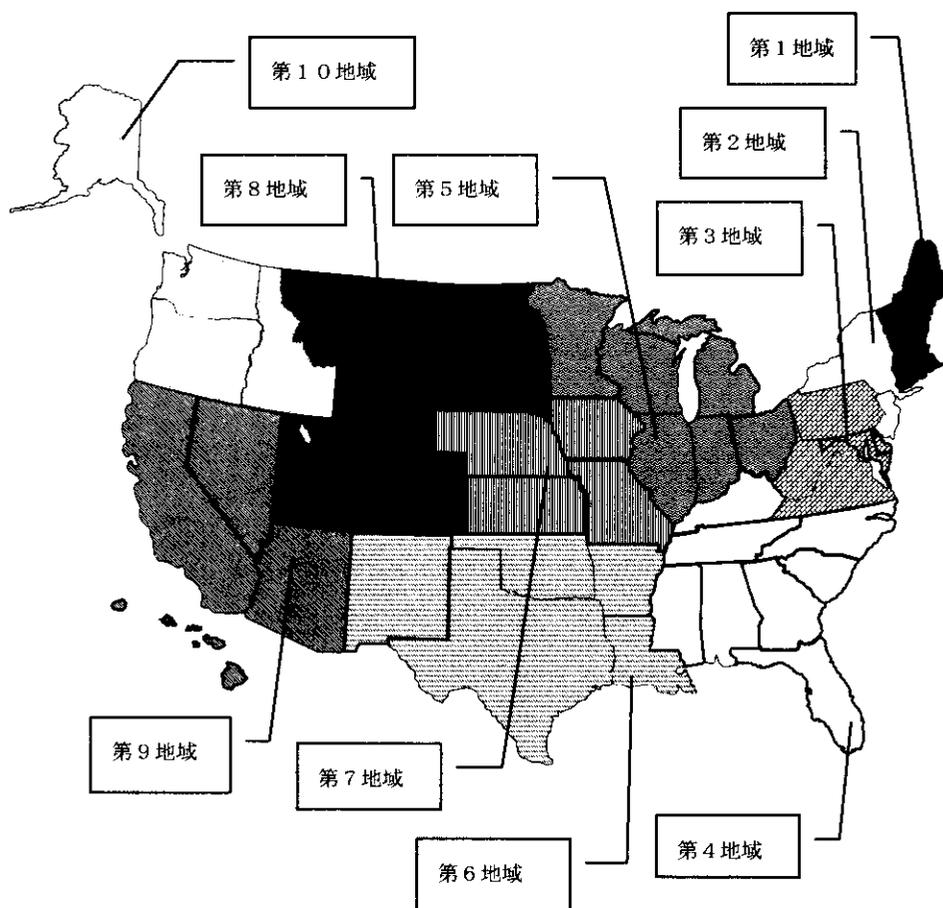


図3. リハビリテーション管理課の管轄する10地域¹²⁾

図4に、リハビリテーション管理局と州の関係を示す。州のリハビリテーション行政システムの詳細については、後段の「(2) 州によるリハビリテーションシステム」を参照されたい。州が連邦助成金の

支給を受けるためには、リハビリテーション管理局に対し、3年ごとに、年度別のリハビリテーション事業計画と事業報告を行わなければならない。この際、それぞれの州がサポータード・エンプロイメントを含むリハビリテーション事業計画（州プラン: State Plan¹²⁾）を作成し、リハビリテーション管理局に提出する。



図4. 連邦機関と州のリハビリテーション機関との関係

州プランには、州が行政サービスとして直接提供するサポータード・エンプロイメントの実施計画に加え、民間の非営利団体に委託する事業の概要、委託契約の内容、州の他の部局との連携協力関係などが添付される。表1に、州プランの内容を示す。

州プランは、リハビリテーション管理課の作成による統一された様式に記入される。州プランに記すべき事業内容は、個々の障害のある人や地域のニーズに応じて各州の独自性を反映するものである。なお、州プランの様式は、リハビリテーション管理課のホームページにおいてダウンロードすることができる¹¹⁾。また、実際に州が作成した州プラン自体も、多くの州が、行政のホームページ上で一般に公開している。各州の職業リハビリテーション行政サービスを担当する部局のホームページ¹³⁾は、上記のリハビリテーション管理課のホームページ上からアクセスすることができる。

表 1. 州プランに含まれる内容 11)

①	担当する行政サービス部局名
②	サポータード・エンプロイメントに関する州全体でのニーズ調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定される利用者数や利用者ニーズ ・ 現況や課題
③	サポータード・エンプロイメント事業内容
④	第 6 項 C 条助成金の分配に関する事業目標と計画
⑤	サポータード・エンプロイメントと継続支援に関する機関連携の実態報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の行政サービスとの連携関係 ・ 委託契約を結ぶ民間団体 ・ 委託契約の内容（場合によっては、委託契約書を添付する）
⑥	マイノリティーに属する人々へのアウトリーチと特別な配慮
⑦	サポータード・エンプロイメント事業報告
⑧	財源と運用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 活用する公的な助成金の種類と運用
⑨	利用者へのサービス提供 (個々の利用者に提供されるサービスの概要と成果を報告する) <ul style="list-style-type: none"> ・ サポータード・エンプロイメントにおける支援の流れ ・ 重度の障害のある人に対する多様なアセスメント ・ 個別就労計画（場合によっては、個別就労計画書を添付する）

(2) 州によるリハビリテーションシステム

① 職業リハビリテーション行政サービス

各州において、職業リハビリテーションを担当する部局を、一般に、州リハビリテーション機関(state rehabilitation agencies)と呼ぶ。これは通称名であり正式な部局の名称ではない。正式名称を、「リハビリテーションサービス課(Department of Rehabilitation Services)」、あるいは、「職業リハビリテーション課(Department of Vocational Rehabilitation)」とする州が多い。わが国においても東京都の福祉局にあたる行政機構が、神奈川県では福祉部と呼ばれるように、米国において職業リハビリテーション行政サービスを担当する部局の正式名称も州ごとに異なる。

図 5 に、州のリハビリテーション機関と地域事務所の関係を示す。州のリハビリテーション機関は、人口や障害のある人の人数や行政区に基づいて州をいくつかの地区に分け、一つの地区に一カ所あるいは数カ所の支所を設置し、州全域にサービスが行き届くよう配慮している。これらの支所は、地域事務所(community offices)と呼ばれ、わが国でいう市町村役所や出張所のように地域に根ざした身近な存在である。わが国でいうと、都道府県に一カ所ずつ配置されている障害者職業センターが、公共職業安定所や福祉事務所のよう、最小単位の行政区内に数カ所設置されているというイメージが最も近い。

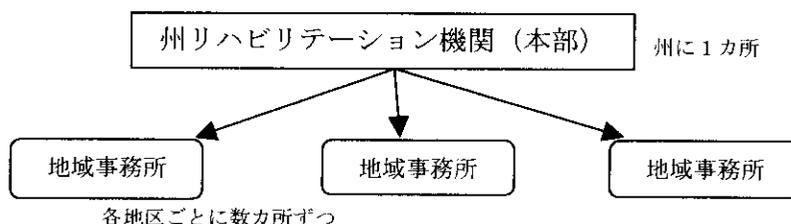


図 5. 州リハビリテーション機関と地域事務所の関係

後述するヴァージニア州の場合、州都リッチモンドに州リハビリテーション機関の本部が置かれ、州全域に43の地域事務所が置かれている¹⁴⁾。またオクラホマ州の場合、州都オクラホマシティーに州リハビリテーション機関の本部が置かれ、州全域に50の地域事務所が置かれている¹⁵⁾。

州のリハビリテーション機関は、直接的に、あるいは事業委託をした民間の非営利団体を通して間接的に、サポート・エンプロイメントを提供する。つまり、州の地域事務所に配置されたジョブコーチが支援する場合と、民間の非営利団体に所属するジョブコーチが支援する場合の2通りがある。いずれの場合も、サポート・エンプロイメントの利用を希望する障害のある人は、まず最寄りの地域事務所に申し込み、利用できるか否かが判断される。サポート・エンプロイメントの利用が妥当とされると、実際に支援を行う機関の選定が行われ、支援が開始される。地域事務所において、これらの手続きに際し、大きな役割を担うのがリハビリテーションカウンセラーである。リハビリテーションカウンセラーは、州のリハビリテーション行政サービスの実施や監督に携わる公務員である。わが国でいう福祉事務所のケースワーカーや障害者職業センターの職業カウンセラーにあたる「ケース・コーディネーション」の職責に加え、実際の支援にあたるジョブコーチを監督・指導する「雇用専門家(employment specialists)」としての職責も持つ。また、質の高い支援を提供できる団体の選定や委託支援に対する監督・指導も重要な職務とされ、州によるサポート・エンプロイメントの事業費も、リハビリテーションカウンセラーの判断と決定によって委託先の団体に支給される。リハビリテーションカウンセラーには、地域にある民間の非営利団体との密接な連携を通して、地域にある質の高いサービスを購入することが期待されている。

表2に、障害のある人が地域事務所を通じて利用できる職業リハビリテーション行政サービスを示す。サポート・エンプロイメントは、職業リハビリテーション行政サービスの一つである。リハビリテーションカウンセラーは、障害のある人一人ひとりのニーズに応じて、表2にある選択肢から提供できるサービスを組み合わせる。これらの行政サービスのなかでも、「職業相談・カウンセリング」や「職業評価・アセスメント」については、障害のある人の希望に応じて無償で提供される場合が多い。一方、サポート・エンプロイメントを含む他の行政サービスの場合、希望してもすべての人がサービスを受けられるわけではない。障害のある人それぞれについて、個別のニーズやサービス利用の適格条件が検討されるからである。例えば、サポート・エンプロイメントを利用する場合、1986年リハビリテーション改正法に基づき、「重度の障害がある」ことが適格条件の一つになる¹⁾。

表2. 州による職リハ行政サービス内容

州による職リハ行政サービス内容	
無償で受けられるもの	
●	職業相談・カウンセリング
●	職業評価・アセスメント
適格性の審査が必要なもの	
●	職業前訓練
●	学校から地域生活への移行
●	自立生活支援
●	サポート・エンプロイメント
●	雇用主コンサルテーション
●	福祉機器・環境調整
●	利用者権利擁護

② 州と民間の非営利団体との関係

州は、民間の非営利団体が地域ベースで行う支援を監督指導する。図6に、州と民間の非営利団体の関係を示す。サポート・エンプロイメントの多くは民間の非営利団体により障害のある人々に提供されるが、地域にあるすべての団体が助成金を受けて支援できるわけではない。助成金の支給を希望する民間団体は、州それぞれの規約に基づく審査を受け、認可を受けた団体のみが州と委託契約(vendorship agreement)を結ぶことができる。

州にとって質の高い支援を提供する多くの団体と委託契約を結んでいることが、行政サービスとしての評価対象の一つとなる。また、地域にある民間の非営利団体にとっても、州と委託契約を結んでいることが、一定基準を満たした支援という意味において評価の対象となる。

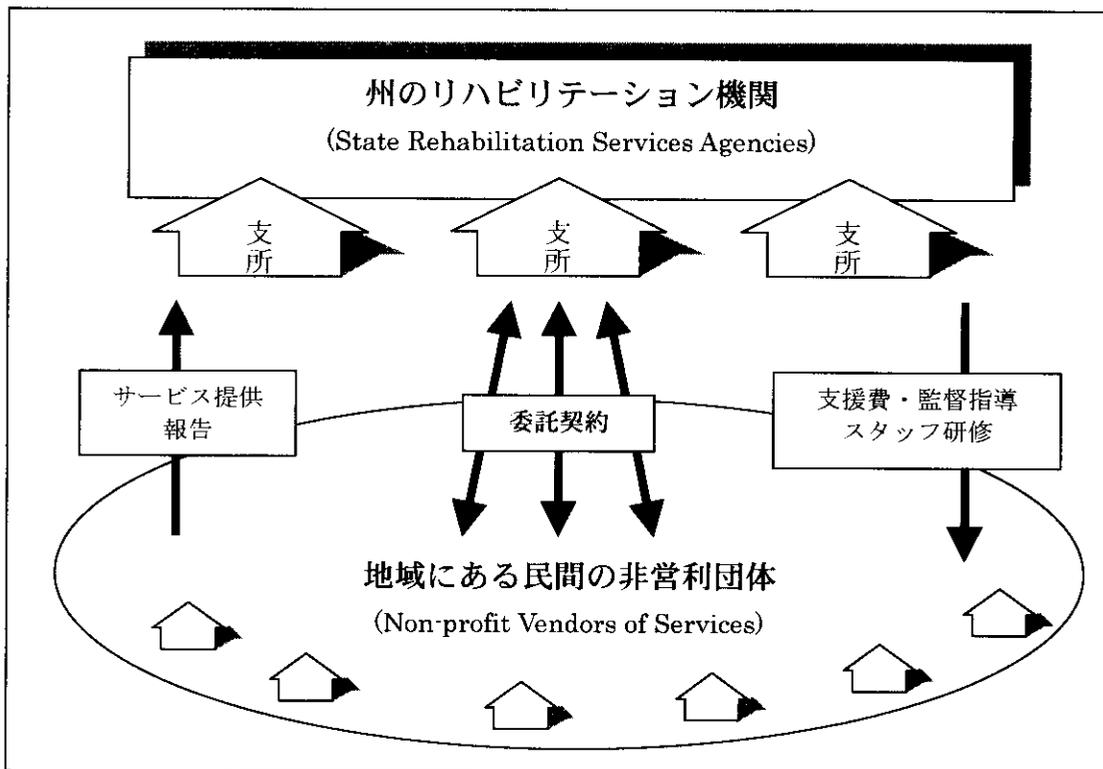


図6. 州のリハビリテーション機関と民間の非営利団体との関係

例として、ヴァージニア州とオクラホマ州の2つの州におけるシステムを紹介する(表3)。米国東海岸に位置するヴァージニア州は、全米12位にあたる707万人の人口を抱える。主要な都市であるリッチモンドには、サポート・エンプロイメントの研究で知られるヴァージニア・コモンウェルス大学リハビリテーション研究研修センターがあり、連邦機関であるリハビリテーション管理局と連携した研究や研修の機会がさかんである。一方、オクラホマ州は米国中南部に位置する州である。全米27位にあたる345万人の人口を抱える。1997年には、マイルストーン・システム(Milestone Payment System)という委託契約システム¹⁰⁾が行政サービス優秀賞に選ばれている。

表3. ヴァージニア州とオクラホマ州の行政サービスシステム

	ヴァージニア州	オクラホマ州
州の人口 ¹⁷⁾	7,078,515人 (12位)	3,450,654人 (27位)
面積 ¹⁷⁾	102,548.06 km ²	177,846.84 km ²
人口密度(1kmあたり) ¹⁷⁾	69.3人	19.42人
障害のある稼働労働人口 ¹⁷⁾	およそ520,346人	およそ332,773人
担当部局名 ¹³⁾	Virginia Department of Rehabilitation Services	Oklahoma Department of Rehabilitation Services
職リハ担当支所数	43支所 ¹⁴⁾	50支所 ¹⁵⁾
1支所あたりの障害のある労働者数	12,101.06人 ¹⁴⁾	6,655.46人 ¹⁵⁾
委託契約先の数	35ヶ所 ¹⁴⁾	67ヶ所 ¹⁵⁾

3. 支援実施団体

地域において、サポータード・エンプロイメントを実施する民間団体の多くは、非営利団体である。表4に、サポータード・エンプロイメントの主な実施団体を示す。サポータード・エンプロイメントサービス機関とは、サポータード・エンプロイメント事業のみを提供する支援機関をさす(表4①)。1986年リハビリテーション改正法の施行当初から、地域におけるニーズを反映し、サポータード・エンプロイメントのみを提供するために設置された支援機関である。設置母体は、当事者団体、教育委員会、研究機関などさまざまである。

実際には、サポータード・エンプロイメントを提供する民間の非営利団体の多くが、サポータード・エンプロイメントに加え、さまざまな支援事業を実施する総合的な支援機関である。就労・雇用サービスとは、障害のある人に対し、作業場面や職業訓練の場面を提供し、就職にかかわる支援を提供する支援機関をさす(表4②)。わが国でいうと公共職業安定所において利用できる職業相談や就職斡旋事業など、障害の有無にかかわらず行政サービスから、福祉工場や作業所など、保護的な就労の場面を提供するサービスまで含まれる。米国におけるリハビリテーションセンターも、わが国において地方自治体が運営するリハビリテーションセンターの機能に近い(表4③)。最近では、障害のある人と支援者が地域ベースのリハビリテーション活動を展開する動きが主流になったことから、相談窓口や病院外来における支援以外の機能として、サポータード・エンプロイメントを新たに事業化するセンターが多い。

知的障害・発達障害サービス機関や精神障害サービス機関とは、幼年期から成人期にある障害のある人を対象に、幅広い支援を実施する総合的な支援機関をさす(表4④)。わが国でいう児童施設、更生施設、授産施設に近い機能を持つ支援機関もこのタイプに入る。米国厚生省による管轄の下、州の行政サービスから補助財源を受け、提供する団体が多い。継続的な財源の確保には創意工夫が必要なものの、大学や企業などと提携し、小規模な運営でも先駆的な実践を行うところも見られる。

表4. サポートド・エンプロイメントを実施する団体

支援実施団体	
①	サポートド・エンプロイメントのみ ・サポートド・エンプロイメントサービス機関
②	就労・雇用サービス ・シェルタード・ワークショップ ・デイ・アクティビティーセンター ・職業訓練センター ・職業サービスセンター
③	リハビリテーションセンター ・リハビリテーションセンター ・脳外傷リハビリテーションセンター
④	総合支援機関 ・知的障害・発達障害サービス機関（MR/DD機関） ・精神障害サービス機関（MI機関） ・自立生活センター（Independent Living Center）

4. サービスの流れ

図7に、障害のある人に対するサポートド・エンプロイメントの一般的な流れを示す。障害のある人がサポートド・エンプロイメントを利用しての就労を希望する場合、まず、州の職業リハビリテーション行政サービスの支所を訪れる。シェルタード・ワークショップなどを利用するなどして、地域にある支援機関とつながりがある場合は、その支援機関から州の支所に紹介される場合も多い。

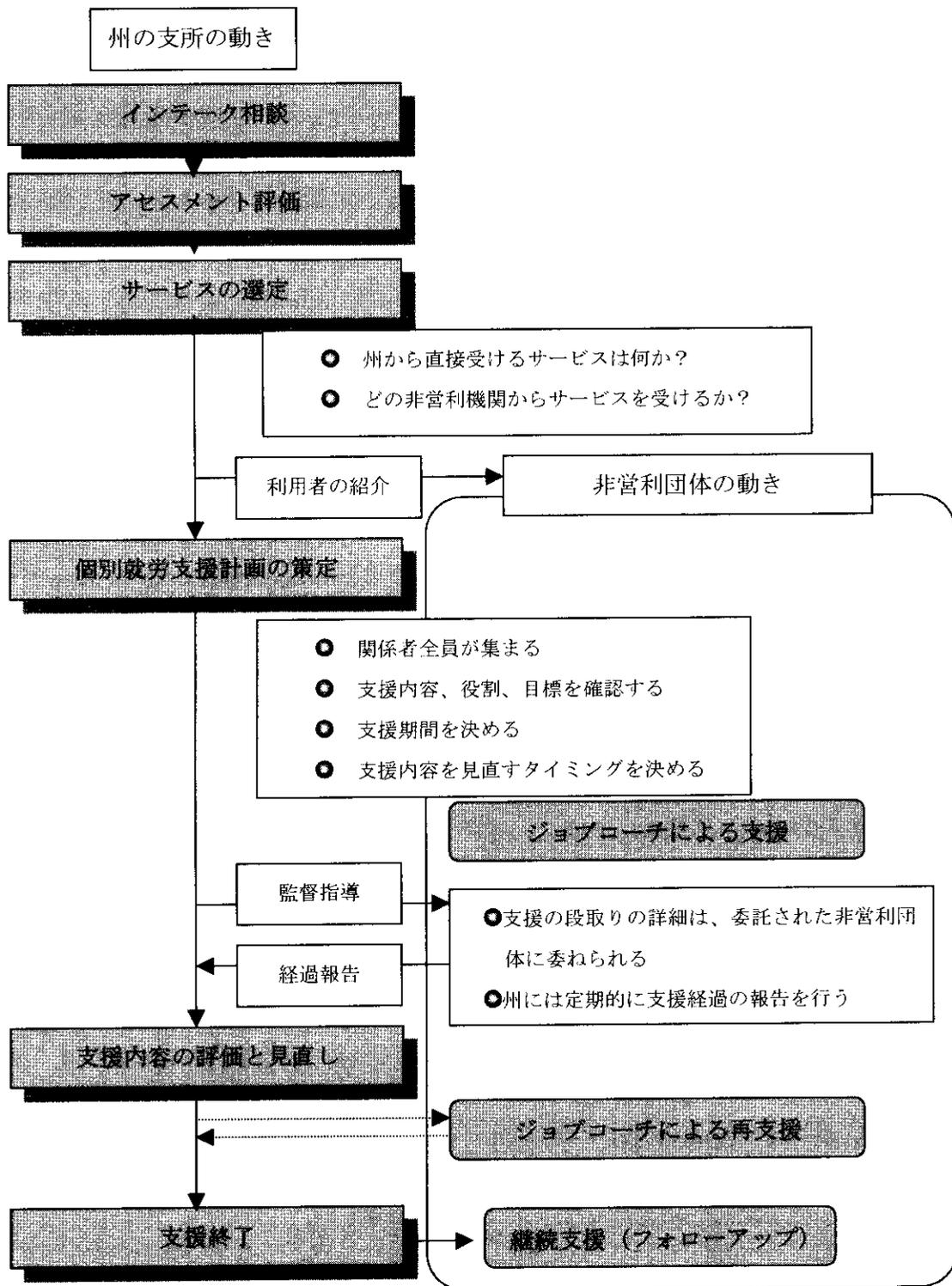


図7. サポートド・エンプロイメントの流れ

州の支所においては、リハビリテーションカウンセラーと呼ばれる州の専門職を中心に、州による行政サービスが提供される（「図7の「州の支所の動き」を参照されたい）。リハビリテーションカウンセラーは、インテーク相談やアセスメント評価で得られた利用者情報に基づいて、一人ひとりの個別ニーズやサービスの適格条件が検討され、サービスの選定が行われる。リハビリテーションカウンセラーは、障害のある人一人ひとりに対し、どのような支援が必要かを見きわめ、地域の活用し得る支援を選び出さなければならない。前述のとおり、リハビリテーションサービスはインテーク相談に訪れるすべての人に提供されるわけではない。サポートド・エンプロイメントの利用が適格であるとされる場合、州から支援を受けるのか、あるいは委託契約を結ぶ民間の非営利団体から支援を受けるのかについても検討される。多くの場合、障害のある本人の希望や自宅からの利便性が考慮され、支援する機関が決定される。

支援を実施する民間の非営利団体が決定すると、リハビリテーションカウンセラーは、就労を希望する本人、家族、支援に携わるジョブコーチなど、関係者全員を収集し、個別就労支援計画(Individualized Plan for Employment)が作成される。個別就労支援計画には、支援内容、ジョブコーチの役割、具体的な目標、支援期間、定期的な支援の見直しやケースカンファレンスの日程などが盛り込まれる。

実際に支援が開始されると、ジョブコーチによる日常的な支援のイニシアティブは事業委託を受けた民間の非営利団体に委ねられる（図7の「非営利団体の動き」を参照されたい）。リハビリテーションカウンセラーは、非営利団体からの定期的な報告を受けて支援内容を監督し、場合によっては巡回指導する。リハビリテーションカウンセラーは、定期的な情報交換やケースカンファレンスを通して、支援内容を把握し、支援の評価と見直し、そして支援の終了までのイニシアティブをとらなければならない。米国において、ジョブコーチによる支援の質と水準の維持は、委託契約を結ぶ民間の非営利団体に所属するジョブコーチに対するリハビリテーションカウンセラーのスーパーバイザーとしての能力による。サポートド・エンプロイメントが委託契約システムによって一定の成果を上げるためには、リハビリテーションカウンセラーが現場の実践家としての視点と援助技術を持ち合わせていることが不可欠である。

参考文献

- 1) Federal Register: 52(157), 30546-30552. 34 CFR 363 (1987.8.14)
- 2) Kregel, J.: Employers as Partners: A Changing Mission for Supported Employment and Vocational Rehabilitation, 日本職業リハビリテーション学会第29回大会基調プレゼンテーション配布資料(2001)
- 3) Wehman, P., Kregel, J.: At the Crossroads: Supported Employment a Decade Later, 「Journal of the Association for Persons with Severe Handicaps」, Vol. 20, No. 4, pp286-299 (1995)
- 4) Revell, W. G., West, M., Cheng, Y.: Funding Supported Employment: Are There Better Ways?, 「Journal of Disability Policy Studies」, Vol. 9, No. 1, pp60-79 (1998)
- 5) West, M., Johnson, A., Cone, A., Hernandez, A., Revell, G.: Extended Employment Support: Analysis of Implementation and Funding Issues, Supported Employment Research: Expanding Competitive Employment Opportunities for Persons with Significant Disabilities (Wehman, P., Kregel, J., West, M.), Rehabilitation Research and Training Center on Supported Employment, Virginia Commonwealth University (1997)
- 6) Wehman, P., Revell, G., Kregel, J.: Supported Employment: A Decade of Rapid Growth and Impact,